



Q

Aさんの1か月の残業時間が30時間35分だったのですが、端数を切り捨てて30時間で計算していいのでしょうか？

A

その計算は間違っています。労働基準法で許されているのは、「1か月の残業時間の合計の端数が30分以上の場合に1時間に切り上げる」とのみです。企業の独自のルールで残業時間の端数を切り捨てることはできません。なお、端数が30分未満の場合は切り捨てることができます。

今回のご質問の場合は端数が35分のため、時間単位にするのであれば切り上げて「合計31時間」として計算する必要があります。

Q

欠勤が多い従業員に対して給与の減額を行う場合、その従業員の落ち度による減額であるため、最低賃金を下回ってもいいのでしょうか？

A

その認識は間違っています。減額の際には労働基準法を遵守し、最低賃金額を下回らないようにする必要があります。給与の減額は、欠勤した日数分の日割り計算や時間単位で計算して行いましょう。

なお、減額の計算をどのようにするかは、あらかじめ就業規則に明記しておく必要があります。そして、減額する際は、必ず明確な根拠を示して従業員に説明を行うことが重要です。

Q

従業員に毎月支払う交通費は、全額非課税にしても大丈夫ですか？

A

どのような場合でも非課税になるわけではありません。交通費は、一定の条件を満たせば非課税となります。例えば、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する場合やマイカー通勤の場合、非課税扱いになる交通費の限度額があります。かかったすべての費用が非課税になるわけではないため、ご注意ください。

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。